

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【公開番号】特開2020-137896(P2020-137896A)

【公開日】令和2年9月3日(2020.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2020-036

【出願番号】特願2019-37024(P2019-37024)

【国際特許分類】

A 47 L	13/16	(2006.01)
D 01 D	5/04	(2006.01)
D 04 H	1/4382	(2012.01)
D 04 H	1/728	(2012.01)
B 08 B	1/00	(2006.01)

【F I】

A 47 L	13/16	A
D 01 D	5/04	
D 04 H	1/4382	
D 04 H	1/728	
B 08 B	1/00	

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月21日(2020.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メジアン纖維径が100nm以上2000nm以下である単纖維の絡合によって保形されている不織構造体を備え、

前記不織構造体は、見かけ密度が0.05g/cm³以上0.60g/cm³以下であり、

前記単纖維がイオン性界面活性剤を含む、洗浄用部材。

【請求項2】

前記不織構造体がシート状であり、該不織構造体に対する水滴の浸透時間が1分以内である、請求項1に記載の洗浄用部材。

【請求項3】

前記単纖維は樹脂と前記イオン性界面活性剤とを含む混合物である、請求項1又は2に記載の洗浄用部材。

【請求項4】

前記不織構造体は、その空隙率が30%以上75%以下である、請求項1～3のいずれか一項に記載の洗浄用部材。

【請求項5】

累積細孔容積を細孔径の対数値で微分した細孔容積分布において、50μm以下の細孔径の範囲にトップピークを有し、且つ50μm超の細孔径の範囲にトップピークを有していない分布を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載の洗浄用部材。

【請求項6】

支持部材を更に備え、

前記支持部材と前記不織構造体とが互いに接するように配されている、請求項 1～5 のいずれか一項に記載の洗浄用部材。

【請求項 7】

前記イオン性界面活性剤の含有量は、前記単纖維の全構成成分 100 質量部に対して、2 質量部以上 10 質量部以下である、請求項 1～6 のいずれか一項に記載の洗浄用部材。

【請求項 8】

メジアン纖維径が 100 nm 以上 2000 nm 以下である単纖維の絡合によって保形されている不織構造体を備え、前記不織構造体は、見かけ密度が 0.05 g / cm³ 以上 0.60 g / cm³ 以下であり、前記単纖維がイオン性界面活性剤を含む洗浄用部材の製造方法であって、

イオン性界面活性剤を含む電界紡糸用組成物の溶液又は溶融液を電場中に吐出し、電界紡糸法によって紡糸して、単纖維の堆積体を形成する工程と、

前記堆積体を押圧して、見かけ密度が 0.05 g / cm³ 以上 0.60 g / cm³ 以下の不織構造体を形成する工程と、

前記不織構造体に対して加熱処理を行う工程とを備える、洗浄用部材の製造方法。

【請求項 9】

前記堆積体に、10 N / cm² 以上 100000 N / cm² 以下の圧力を加えて、圧縮成形体である不織構造体を形成する、請求項 8 に記載の洗浄用部材の製造方法。

【請求項 10】

厚みが 0.04 mm 以上の前記不織構造体を形成する、請求項 8 又は 9 に記載の洗浄用部材の製造方法。